

札幌くらぶ会則の一部改正について

札幌くらぶ会則（平成8年8月20日設立総会承認）の一部を次のとおり改正する。

第7条に次の1号を加える。

事務局次長 1名

附 則（平成10年6月9日総会承認）

この会則は、平成10年6月9日から施行する。

改正の趣旨

事務局次長職設置するために改正する。

札幌くらぶ会則一部改正案（新旧対照表）

新 条 文	旧 条 文
(役員) 第7条 本会に次の役員を置く。 会 長 1名 副 会 長 若干名 運 営 委 員 若干名 会 計 1名 監 査 2名 事 務 局 長 1名 事務局次長 1名	(役員) 第7条 本会に次の役員を置く。 会 長 1名 副 会 長 若干名 運 営 委 員 若干名 会 計 1名 監 査 2名 事 務 局 長 1名
附 則（平成10年6月9日総会承認） この会則は、平成10年6月9日から施行する。	